

新型コロナウイルス感染症の対応について

◎新型コロナウイルスは、学校保健安全法第19条により、本人の療養と感染拡大防止のため、次のように『出席停止措置』をとるよう定められております。

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

◎体調不良時は、発熱の有無に関わらず無理に登校するのではなく、自宅療養などするようご理解、ご協力をお願いします。

◎また、インフルエンザや新型コロナウイルスが疑われる症状（38度以上の発熱、頭痛、関節痛、強い咽頭痛など）があらわれた場合は、病院受診をするようお願いいたします。

新型コロナウイルス罹患時には、次のようにお手続きをお願いします。

- スクリレにて、**発症日**と**感染症名**を記入し、欠席のご連絡をお願いします。
（学校感染症に罹患の場合、出席停止となり、欠席扱いにはなりません。）
- 出席停止期間の詳細については、以下の通りお願いします。
 - 「**発症した後5日を経過**」とは、**発症した日を0日目**とし、翌日より起算します。
 - 「**症状が軽快**」とは、**解熱剤を使用せずに解熱し**、かつ、**呼吸器症状（咳や痰、喉の痛みなどの症状）が改善傾向にある**ことをさします。
 - 「**軽快した後1日を経過**」とは、**症状が軽快した日を0日目**とし、翌日より起算します。

▼新型コロナウイルス出席停止期間早見表

	発症後、最低5日間は登校不可						発症後 6日目	発症後 7日目
	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目		
発症後1日目に症状軽快		症状軽快日 	軽快 	軽快 	軽快 	軽快 	登校可 	
発症後2日目に症状軽快			症状軽快日 	軽快 	軽快 	軽快 	登校可 	
発症後3日目に症状軽快				症状軽快日 	軽快 	軽快 	登校可 	
発症後4日目に症状軽快					症状軽快日 	軽快 	登校可 	
発症後5日目に症状軽快						症状軽快日 	軽快 	登校可

3. 必要書類について

- ①回復届（本校 HP に掲載） ※医師による診断書は不要
- ②罹患を証明できる書類（検査結果や処方薬説明書コピー等）

10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクの着用を推奨します。